



平成23年6月30日  
港湾局総務課

下関港港湾区域の変更について

標記の事案については、平成23年6月30日の運輸審議会において、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案として認定されました。

なお、港湾区域の変更に係る国土交通大臣認可については、速やかに行う予定です。

記

下関港港湾区域の変更（申請者 下関市）

【連絡先】

港湾局総務課 田中、東

TEL：03-5253-8111（内線46164）

03-5253-8662（直通）



変更港湾区域

白崎三角点 (標高 4.72メートル、北緯 34度 03分 14秒 1986、東経 131度 02分 35秒 3321) から 115度 26分 31秒 2,770.2メートルの  
 地点から 180度 38分 36秒 6,278.9メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 258度 51分 47秒 3,162.1メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 347度 13分 03秒 683.9メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 303度 55分 08秒 545.9メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 257度 10分 49秒 3,277.4メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 239度 07分 55秒 3,891.3メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 220度 10分 41秒 2,863.2メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 198度 52分 15秒 3,656.4メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 221度 25分 30秒 333.0メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 254度 34分 33秒 1,199.1メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 293度 58分 08秒 802.9メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 326度 00分 37秒 2,686.1メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 316度 08分 55秒 2,259.6メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 3度 52分 23秒 555.0メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 21度 59分 44秒 843.6メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 33度 10分 31秒 1,317.3メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 11度 50分 08秒 1,452.0メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 359度 56分 23秒 43.0メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 16度 46分 40秒 2,460.1メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 90度 00分 40秒 1,719.9メートルの地点まで引いた線、  
 同地点から 176度 11分 55秒に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。  
 ただし、漁港漁場整備法 (昭和 25年法律第 137号) の規定により指定された下関漁港及び王喜漁港の区域を除く。

# 下関港港湾区域変更予定図

